

松山市市道認定基準

- 1 この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市道認定について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 市道認定の対象道路は、次の各号の一に該当するものとする。
 - （1）市の道路事業で施行する道路
 - （2）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）その他法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの
 - （3）国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路
 - （4）その他一般交通の用に供されている道路
- 3 市道に認定する道路は、道路交通の流れに適合しその機能を十分に果たし得るもので、次の各号の一に該当するものとする。
 - （1）路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道又は市町村道のいずれかに連絡しているもの
 - （2）公共施設又は公益施設に通じる道路で、国道、県道又は市町村道のいずれかに連絡しているもの
 - （3）起終点の一端が国道、県道又は市町村道のいずれかに接続している循環状道路
 - （4）起終点の一端が国道、県道又は市町村道のいずれかに接続し、他端部に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路

- 4 港湾法に規定する道路で、一般の用に供されているものについては、前項各号の国道、県道又は市町村道に準じて取り扱うことができるものとする。
- 5 市道に認定する道路の規格、構造の要件及び敷地については、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、第2項第3号の道路について、やむを得ないと認めた場合には、第1号及び第2号の規定の適用については、この限りでない。
 - (1) 道路幅員（法敷等を除く。）が4メートル以上あるもの
 - (2) 道路の交差箇所の両側に、原則として道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの
 - (3) 路面が良好で、民地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じるおそれのないもの
 - (4) 道路の敷地及び構造物を無償提供（敷地については、所有者において分筆する。）できるもの
- 6 前4項の規定にかかわらず交通事情及び公益的見地から特に市長が必要と認める道路については、市道に認定することができる。
- 7 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 松山市市道認定基準（平成17年4月1日制定）は、廃止する

松山市市道認定基準運用細則

1 松山市市道認定基準（平成 24 年 4 月 1 日制定。以下「基準」という）の運用については、別に定めるものを除くほか、この細則によるものとする。

2 基準第 3 項第 2 号に定める「公共施設」及び「公益施設」とは、次のものをいう。

公共施設 国・地方公共団体が管理している施設

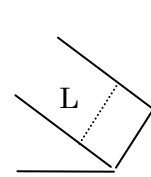
公益施設 営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行う施設

3 基準第 3 項第 4 号に定める「自動車の回転可能な場所」とは、松山市道路位置の指定要綱に定められた基準に適合するものをいう。

4 基準第 5 項第 2 号に定める「すみ切り」とは、次表に定めるものを原則とする。ただし、基準第 2 項第 4 号に定める道路については以下の通り緩和することができる。

道路交差部のすみ切りの長さ

道路幅員	4m	6m	9m	12m	20m	L：すみ切りの長さ
4m	3m	3m	3m			
6m	3m	3m	3m	3m		
9m	3m	3m	5m	5m	5m	
12m		3m	5m	10m	10m	
20m			5m	10m	12m	



(1) 角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、家屋や門扉などの築造物が既にありすみ切りを新たに確保することが極めて困難であると認められる状態にあって、十分な視距や安全性を確保したカーブミラーなどが設けられており、道路の交差部の土地所有者から将来基準を満たしたすみ切りを設置する確約書が添えられた場合はこの限りでない。

- 5 基準第5項第3号に定める「路面が良好で」とは、路面が平坦で階段等がなく、縦断勾配が12%以下であるものをいう。
- 6 基準第5項第3号に定める「民地との境界が明確であり」とは、コンクリート擁壁・側溝・ブロック等により境界の確認ができるものをいう。
- 7 基準第5項第3号に定める「維持管理に支障を生じるおそれがないもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 道路占用許可対象物件以外の物件がないもの。ただし、維持管理上著しく支障にならないものは、期間を定めて猶予することができる。
 - (2) 地下埋設物件については、その管理者が明確であり、かつ強度的に支障がないと認められるもの。
 - (3) 道路構造物については、強度的に支障がないと認められるもの。
- 8 市道の認定手続きに用いる様式は、第1号様式から第3号様式までとし、これに市長が必要と認める書類を添えるものとする。

付 則

この細則は、基準施行の日から施行する。